

角田市総合教育会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、角田市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開催)

第2条 総合教育会議は、年一回以上開催するものとする。

2 前項のほか、市長は、必要に応じて総合教育会議を開催することができる。

(招集)

第3条 市長は、総合教育会議の開催日時、場所、会議に付議すべき事項その他必要な事項をあらかじめ教育委員会に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合については、この限りでない。

(会議)

第4条 総合教育会議の議長は、市長が務める。

2 総合教育会議は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって市長及び教育委員会が合意したときは、会議を非公開とすることができる。

(1) 非開示情報が含まれる事項について協議又は調整を行う会議を行う場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な進行に支障が生ずると認められる場合

(傍聴)

第5条 総合教育会議は傍聴することができる。ただし、傍聴席が満員となったとき、その他市長が傍聴を不適当と認めるときは、傍聴を制限し、又は拒否することができる。

2 総合教育会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴者名簿に記入しなければならない。

3 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに傍聴席を離れること。

(2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。

(3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。

(4) 飲食又は喫煙を行うこと。

(5) 写真や動画を撮影し、又は録音等すること。ただし、市長の許可を得た場合は、この限りでない。

(6) その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。

4 傍聴人は、市長が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(議事録)

第6条 市長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調製するものとする。

(1) 開催日時及び場所

(2) 出席者の職・氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) その他市長が必要があると認めた事項

- 2 市長は、前項の規定による議事録を作成したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。
- 3 第4条第2項ただし書の規定に基づき会議を公開しない場合の議事録等は、公表しないものとする。

(事務局)

第7条 総合教育会議の事務局を総務部政策企画課に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、総合教育会議の運営等に関し必要な事項は、市長が総合教育会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年6月11日から施行する。